

規定および約款改定のお知らせ

平素より当会をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当会では、つみたてNISAの取扱い開始に伴い、「投資信託総合取引規定」等を次のとおり改定させていただきますので、お知らせいたします。

(平成30年1月1日)

「投資信託総合取引規定」の改定について

(下線部分が改定箇所)

改 定 後	改 定 前
第1条 (規定の趣旨) (省 略) 第2条 (投資信託総合取引の利用) お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款・規定にかかる取引のうち当会が定める取引(この規定において「投資信託総合取引」と総称します。)を利用できます。 ① 投資信託受益権振替決済口座管理規定 ② 外国証券取引口座約款 ③ 特定口座約款 ④ 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款 ⑤ 米ドルMMF 累積投資規定 ⑥ 投資信託累積投資規定 ⑦ 「JAの投信つみたてサービス」取扱規定 第3条 (申込方法等) 〽 (省 略) 第13条 (合意管轄) 以 上 <u>(平成30年1月)</u>	第1条 (規定の趣旨) (同 左) 第2条 (投資信託総合取引の利用) お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款・規定にかかる取引のうち当会が定める取引(この規定において「投資信託総合取引」と総称します。)を利用できます。 ① 投資信託受益権振替決済口座管理規定 ② 外国証券取引口座約款 ③ 特定口座約款 ④ 非課税上場株式等管理に関する約款 ⑤ 米ドルMMF 累積投資規定 ⑥ 投資信託累積投資規定 ⑦ 「JAの投信つみたてサービス」取扱規定 第3条 (申込方法等) 〽 (同 左) 第13条 (合意管轄) 以 上 <u>(平成29年5月)</u>

「特定口座約款」の改定について

(下線部分が改定箇所)

改 定 後	改 定 前
第 1 条（約款の趣旨） （省 略）	第 1 条（約款の趣旨） （同 左）
第 5 条（特定上場株式配当等勘定における処理）	第 5 条（特定上場株式配当等勘定における処理）
第 6 条（特定口座開設後の取引） （省 略）	第 6 条（特定口座開設後の取引） （同 左）
2 前項にかかわらず、 <u>「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」</u> に基づく非課税口座を開設されているお客様（その年分の非課税管理勘定が当会の非課税口座に設けられているお客様に限ります。）は、上場株式等（国内非上場公募株式投資信託（以下「株式投資信託」といいます。）に限ります。）の取引を当該非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択するものとします。	2 前項にかかわらず、 <u>非課税上場株式等管理に関する約款</u> に基づく非課税口座を開設されているお客様（その年分の非課税管理勘定が当会の非課税口座に設けられているお客様に限ります。）は、上場株式等（国内非上場公募株式投資信託（以下「株式投資信託」といいます。）に限ります。）の取引を当該非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択するものとします。
第 7 条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲等） （省 略）	第 7 条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲等） （同 左）
第 21 条（合意管轄）	第 21 条（合意管轄）
以 上 <u>（平成 30 年 1 月）</u>	以 上 <u>（平成 29 年 4 月）</u>

「投資信託累積投資規定」の改定について

(下線部分が改定箇所)

改 定 後	改 定 前
第1条（趣旨） この規定は、当会とお客様との間の投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の累積投資に関する取決めです。当会は、この規定に従って累積投資契約（以下「契約」といいます。）をお客様と締結します。<u>なお、当会が累積投資取引の対象として定める投資信託、および当会が別に定める「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」に基づき、お客様がつみたてNISAでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当会ホームページ等に掲載するものとします。</u> <u>ただし、「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」により、お客様がつみたてNISAでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、つみたてNISA以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。</u> 2 この規定に別段の定めがないときは、「投資信託総合取引規定」および同規定第2条各号に定める約款・規定またはこの契約にかかる投資信託の目論見書等の定めによるものとします。<u>また、累積投資取引のうち、「JAの投信つみたてサービス」の申込方法等については、「JAの投信つみたてサービス」取扱規定によるものとし、つみたてNISAでのお申込みをされる場合には、「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」の規定にも従うものとします。</u> 3 (省 略)	第1条（趣旨） この規定は、当会とお客様との間の投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の累積投資に関する取決めです。当会は、この規定に従って累積投資契約（以下「契約」といいます。）をお客様と締結します。 2 この規定に別段の定めがないときは、「投資信託総合取引規定」および同規定第2条各号に定める約款・規定またはこの契約にかかる投資信託の目論見書等の定めによるものとします。 3 (同 左)

改 定 後	改 定 前
第 2 条（定義） （省 略）	第 2 条（定義） （同 左）
第 6 条（管理）	第 6 条（管理）
第 7 条（収益分配金の再投資） （省 略）	第 7 条（収益分配金の再投資） （同 左）
2 （省 略）	2 （同 左）
3 非課税口座（租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に定める非課税口座をいいます。） <u>の非課税管理勘定（同条同項第 2 号に定める非課税管理勘定をいいます。）で管理されている投資信託の収益分配金の再投資は、非課税限度額を超えない範囲で非課税口座で買付を行います。（ただし、非課税口座において、同条同項第 4 号に定める累積投資勘定を当該年において設定している場合には、買付けを行うことはできません。）</u> また、非課税限度額を超える部分は、お客様が特定口座と一般口座を保有されている場合は特定口座で、特定口座を保有されていない場合は一般口座で買付を行います。	3 非課税口座（租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に定める非課税口座をいいます。）で管理されている投資信託の収益分配金の再投資は、非課税限度額を超えない範囲で非課税口座で買付を行います。また、非課税限度額を超える部分は、お客様が特定口座と一般口座を保有されている場合は特定口座で、特定口座を保有されていない場合は一般口座で買付を行います。
4 <u>非課税口座の累積投資勘定で管理されている投資信託の収益分配金の再投資は、当該年において当該非課税口座に累積投資勘定を設定している場合に限り、当該累積投資勘定の非課税限度額を超えない範囲で、非課税口座での買付を行うことができます。</u>	<u>（追 加）</u>
第 8 条（金銭の返還等） （省 略）	第 8 条（金銭の返還等） （同 左）
第 10 条（解約）	第 10 条（解約）
以 上 （平成 30 年 1 月）	以 上 （平成 29 年 5 月）

「「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定」の改定について

(下線部分が改定箇所)

改 定 後	改 定 前
第1条 (規定の趣旨) (省 略)	第1条 (規定の趣旨) (同 左)
第3条 (申込方法)	第3条 (申込方法)
第4条 (振替額の引落し) 振替口座はあらかじめ届け出られた投資 信託総合取引における指定口座と同一の口 座とします。ただし、当該口座に貸越契約の 設定がある場合には、貸越契約のない普通貯 金口座を別途指定いただくものとします。	第4条 (振替額の引落し) 振替口座はあらかじめ届け出られた投資 信託総合取引における指定口座と同一の口 座とします。ただし、当該口座に貸越契約の 設定がある場合には、貸越契約のない普通貯 金口座を別途指定 <u>して</u> いただくものとしま す。
2 (省 略)	2 (同 左)
3 (省 略)	3 (同 左)
4 1 指定銘柄当たりの振替額は1万円以上 1,000円単位の金額とし、同一の振替日に複 数の指定銘柄の振替額の引落しがある場合 には、その銘柄ごとに振り替えることとしま す。 <u>ただし、お客様が当会の「非課税上場株 式等管理および非課税累積投資に関する約 款」に基づき、つみたてNISAでの買付け をする場合は、当該指定銘柄の購入代価(振 替額から、第5条第4項所定の手数料や消費 税等を除いたものとし、所定の手数料がゼロ の場合は振替額と同額とします。以下、本項 および第5項において同じ。)の各年ごとの 合計額(つみたてNISAで複数銘柄の買付 けを申込み場合は、申込み全銘柄の購入代価 の各年ごとの合計額)が40万円を超えるこ ととなるような振替額の指定はできません。</u>	4 1 指定銘柄当たりの振替額は1万円以上 1,000円単位の金額とし、同一の振替日に複 数の指定銘柄の振替額の引落しがある場合 には、その銘柄ごとに振り替えることとしま す。
5 年6回まで、お客様が指定する割増した振 替額を振替口座から引落し、指定銘柄の買付 けをすることができます。 <u>ただし、お客様 が当会の「非課税上場株式等管理および非課 税累積投資に関する約款」に基づき、つみた</u>	5 年6回まで、お客様が指定する割増した振 替額を振替口座から引落し、指定銘柄の買付 けをすることができます。

改 定 後	改 定 前
<u>てNISAでの買付けをする場合は、年2回までとします。また、つみたてNISAで買付しようとする全銘柄についての、割増した振替額にかかる購入代価の各年ごとの合計額が40万円を超えることとなるような振替額の割増の指定はできません。</u> 6 (省 略) 8 第5条（買付方法、時期および価額） (省 略) 2 当会は、振替日から起算して4営業日目にお客様より買付けの申込みがあったものとして買付けを行います。なお、買付日および買付価額は当該指定銘柄の目論見書によるものとします。 <u>また、お客様が当会の「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」に基づきNISAまたはつみたてNISAでの買付けをする場合、当年12月分の引落としによる買付けが翌年の勘定（非課税管理勘定または累積投資勘定）に入ることとなる場合があります。</u> 3 (省 略) 4 (省 略) 第6条（指定銘柄の振替および収益分配金の再投資） (省 略) 第8条（本サービスの停止） 第9条（選定銘柄の除外） 選定銘柄が次の各号のいずれかに該当した場合、当会は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、	6 (同 左) 8 第5条（買付方法、時期および価額） (同 左) 2 当会は、振替日から起算して4営業日目にお客様より買付けの申込みがあったものとして買付けを行います。なお、買付日および買付価額は当該指定銘柄の目論見書によるものとします。 3 (同 左) 4 (同 左) 第6条（指定銘柄の振替および収益分配金の再投資） (同 左) 第8条（本サービスの停止） 第9条（選定銘柄の除外） 選定銘柄が次の各号のいずれかに該当した場合、当会は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、

改 定 後	改 定 前
当会は、<u>当該銘柄を本サービスで買い付けているお客様に当会が適当と認める方法により遅滞なくご案内するものとします。</u> ① ↳ (省 略) ③ 第 10 条 (申込内容の変更等) (省 略) 第 11 条 (「J A の投信つみたてサービス」の解約) (省 略) <u>2 前項に定める場合のほか、お客様が「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」(以下、「当該約款」といいます。)の規定に基づく本サービスのご利用について、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定める日をもって本サービスを解約する旨をお申し出いただきます。</u> <u>なお、お客様が当該解約の申し出をされない場合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座(特定口座を開設済みのお客様の場合)または一般口座での買付けとなる場合がありますが、その場合、当会は、当会の裁量により任意の時期にお客様から本サービスの解約のお申し出があったものとして取扱うことができることとします。</u> ① <u>お客様が当該約款第 10 条の 2 の規定により、累積投資勘定から非課税管理勘定への勘定の種類の変更を行う場合 非課税管理勘定が新たに設定される日の 10 営業日前</u> ② <u>当該約款第 16 条第 1 項または第 2 項の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日の 10 営業日前</u>	当会は、お客様に遅滞なく<u>通知</u>するものとします。 ① ↳ (同 左) ③ 第 10 条 (申込内容の変更等) (同 左) 第 11 条 (「J A の投信つみたてサービス」の解約) (同 左) <u>(追 加)</u>

改 定 後	改 定 前
③ <u>当該約款第 16 条（第 1 項および第 2 項を除く）の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される</u> <u>日</u> ④ <u>お客様が当該約款第 5 条の規定により</u> <u>累積投資勘定を廃止する場合 累積投資</u> <u>勘定が廃止される日の 10 営業日前</u> 第 12 条（その他） （省 略） 2 この規定に別段の定めのないときは、「投資信託総合取引規定」および同規定第 2 条各号に定める約款・規定（<u>当会の「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」</u>に基づき、お客様がつみたて N I S A での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、「<u>非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款</u>」を含みます。）または指定銘柄の目論見書によるものとします。 <u>なお、当会の「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」に基づき、お客様がつみたて N I S A での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当該非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款のほか本規定にも従います。ただし、「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」に基づき、お客様がつみたて N I S A での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄として、当会ホームページ等に掲載した投資信託については、つみたて N I S A 以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。</u> 以 上 <u>（平成 30 年 1 月）</u>	第 12 条（その他） （同 左） 2 この規定に別段の定めのないときは、「投資信託総合取引規定」および同規定第 2 条各号に定める約款・規定または指定銘柄の目論見書によるものとします。 以 上 <u>（平成 26 年 1 月）</u>

「非課税上場株式等管理に関する約款」の改定について

(下線部分が改定箇所)

改 定 後	改 定 前
非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款 第1条（約款の趣旨） この約款は、お客様（第2条第8項に規定する個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第9条の8に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる配当所得の非課税および法第37条の14に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる譲渡所得等の非課税の特例（以下「特例」といいます。）の適用を受けるため、当会に開設する非課税口座にかかる<u>非課税上場株式等管理契約および非課税累積投資契約</u>（法第37条の14第5項第2号および第4号）に規定されるものをいいます。以下同じ。）について、法第37条の14第5項第2号および第4号に定める要件および当会との権利義務関係を明確にするためのものです。 <u>2 お客様が当会で、この約款に基づき、法第37条の14第5項第4号に規定する「非課税累積投資契約」を締結されるには、それとは別に当会との間で「投資信託累積投資規定」「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定に基づく契約を締結いただくことが必要です。</u> <u>3 お客様と当会の間における非課税口座における取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、各種法令およびこの約款に定めがある場合を除き、「投資信託総合取引規定」および同規定第2条各号に定める約款・規定の定めるところによるものとします。この約款と、当会の「投資信託累積投資規定」「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定」その他の当会が定める契約条項に定</u>	非課税上場株式等管理に関する約款 第1条（約款の趣旨） この約款は、お客様（第2条第8項に規定する個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第9条の8に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる配当所得の非課税および法第37条の14に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる譲渡所得等の非課税の特例（以下「特例」といいます。）の適用を受けるため、当会に開設する非課税口座（法第37条の14第5項第1号）に規定されるものをいいます。以下同じ。）について、法第37条の14第5項第2号に定める要件および当会との権利義務関係を明確にするためのものです。 <u>(追 加)</u> <u>2 お客様と当会の間における非課税口座における取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、各種法令およびこの約款に定めがある場合を除き、「投資信託総合取引規定」および同規定第2条各号に定める約款・規定の定めるところによるものとします。</u>

改 定 後	改 定 前
<u>められた事項との間で内容が異なる場合には、この約款が優先するものとします。</u> 第2条（非課税口座開設届出書等の提出） お客様が特例の適用を受けるため、当会に非課税口座の開設を申し込む際には、非課税適用確認書の交付申請書（法第37条の14第6項に定める申請書をいいます。以下同じ。）兼非課税口座開設届出書（法第37条の14第5項第1号に定めるものをいいます。以下同じ。）（以下「口座開設届出書等」といいます。）に必要事項を記載のうえ、署名押印し、<u>それに当会の定める一定の書類を添付して、法第37条の14第5項第6号イ（2）（非課税管理勘定にかかる期間）およびロ（累積投資勘定にかかる期間）に定める勘定設定期間の開始日の属する年の前年10月1日から当該勘定設定期間の終了日の属する年の9月30日までの間に当会に提出するものとします。</u> なお、当会は、別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を受領のうえ、非課税口座開設の手続きをし、当該非課税適用確認書については当会で保管します。 2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に非課税管理勘定（非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年<u>（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）</u>）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）または累積投資勘定（この契約に基づき、<u>非課税口座での取引において振替口座簿</u>	第2条（非課税口座開設届出書等の提出） お客様が特例の適用を受けるため、当会に非課税口座の開設を申し込む際には、非課税適用確認書の交付申請書（法第37条の14第6項に定める申請書をいいます。以下同じ。）兼非課税口座開設届出書（法第37条の14第5項第1号に定めるものをいいます。以下同じ。）（以下「口座開設届出書等」といいます。）に必要事項を記載のうえ、署名押印し、<u>基準日（第5項に定める各勘定設定期間における基準日（基準日に国内に住所を有しない場合は、基準日後最初に国内に住所等を有することとなった日。）をいいます。以下同じ。）における国内の住所を証する住民票の写しその他一定の書類を添付して、各勘定設定期間の開始日の属する年の前年10月1日から当該勘定設定期間の終了日の属する年の9月30日までの間に当会に提出するものとします。</u> なお、当会は、別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を受領のうえ、非課税口座開設の手続きをし、当該非課税適用確認書については当会で保管します。 2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に非課税管理勘定（非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）が設けられている場合において、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当会に非課税口座を開設しようと

改 定 後	改 定 前
<u>へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成 30 年から平成 49 年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。)</u>に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。)が設けられている場合において、当該非課税管理勘定<u>または累積投資勘定</u>が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当会に非課税口座を開設しようとする場合には、当会所定の口座開設届出書等に、<u>勘定廃止通知書</u>(法第 37 条の 14 第 5 項第 7 号に規定するものをいいます。以下同じ。)を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日から開設しようとする年の 9 月 30 日までに提出するものとします。 3 前二項にかかわらず、お客様が、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当会に非課税口座を再開設しようとする場合には、当会所定の口座開設届出書等に、非課税口座廃止通知書(法第 37 条の 14 第 5 項第 8 号に規定するものをいいます。以下同じ。)を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日から開設しようとする年の 9 月 30 日までに提出するものとします。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定<u>または累積投資勘定</u>にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の 10 月 1 日以降でなければ、当該書類を受理することができません。 4 前三項の際、お客様には住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示いただき、氏名、生年月日、<u>住所および個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規</u>	する場合には、当会所定の口座開設届出書等に、<u>非課税管理勘定廃止通知書</u>(法第 37 条の 14 第 5 項第 4 号に規定するものをいいます。以下同じ。)を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日から開設しようとする年の 9 月 30 日までに提出するものとします。 3 前二項にかかわらず、お客様が、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当会に非課税口座を再開設しようとする場合には、当会所定の口座開設届出書等に、非課税口座廃止通知書(法第 37 条の 14 第 5 項第 5 号に規定するものをいいます。以下同じ。)を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日から開設しようとする年の 9 月 30 日までに提出するものとします。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の 10 月 1 日以降でなければ、当該書類を受理することができません。 4 前三項の際、お客様には住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示いただき、氏名、生年月日<u>および住所等の確認をさせていただきます。</u>

改 定 後	改 定 前								
<u>定する個人番号をいいます、以下同じ。)</u>を告知し、<u>法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。</u> 5 第1項の口座開設届出書等が、各勘定設定期間の開始日の属する年の前年10月1日から当該年中に提出され、当会が当該年の12月31日までに税務署より「非課税適用確認書」の交付を受けた場合には、提出された日の属する年の翌年1月1日に当該勘定設定期間の非課税口座が開設されます。口座開設届出書等が、各勘定設定期間の開始日の前年中に提出されたものの、当会が税務署より「非課税適用確認書」の交付を受けた日が各勘定設定期間の開始日以降である場合、または各勘定設定期間の開始日から当該勘定設定期間の終了日の属する年の9月30日までの当会が定める日までの間に提出された場合には、当会が税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を受領した後に非課税口座が開設されます。口座開設届出書等が提出された日に非課税口座は開設されません。 <u>(削 除)</u>	5 第1項の口座開設届出書等が、<u>次に掲げる</u>各勘定設定期間の開始日の属する年の前年10月1日から当該年中に提出され、当会が当該年の12月31日までに税務署より「非課税適用確認書」の交付を受けた場合には、提出された日の属する年の翌年1月1日に当該勘定設定期間の非課税口座が開設されます。<u>なお、口座開設届出書等が、当該勘定設定期間の開始日の属する年の前年10月1日より前までに提出された場合は、同年10月1日に提出されたものとして取り扱います。</u>また、<u>口座開設届出書等が、各勘定設定期間の開始日の前年中に提出されたものの、当会が税務署より「非課税適用確認書」の交付を受けた日が各勘定設定期間の開始日以降である場合、または各勘定設定期間の開始日から当該勘定設定期間の終了日の属する年の9月30日までの当会が定める日までの間に提出された場合には、当会が税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を受領した後に当該勘定設定期間の非課税口座が開設されます。</u>口座開設届出書等が提出された日に非課税口座は開設されません。 <table border="1" data-bbox="861 1467 1396 1736"> <thead> <tr> <th>勘定設定期間</th><th>基準日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年1月1日から 平成29年12月31日まで</td><td>平成25年 1月1日</td></tr> <tr> <td>平成30年1月1日から 平成33年12月31日まで</td><td>平成29年 1月1日</td></tr> <tr> <td>平成34年1月1日から 平成35年12月31日まで</td><td>平成33年 1月1日</td></tr> </tbody> </table>	勘定設定期間	基準日	平成26年1月1日から 平成29年12月31日まで	平成25年 1月1日	平成30年1月1日から 平成33年12月31日まで	平成29年 1月1日	平成34年1月1日から 平成35年12月31日まで	平成33年 1月1日
勘定設定期間	基準日								
平成26年1月1日から 平成29年12月31日まで	平成25年 1月1日								
平成30年1月1日から 平成33年12月31日まで	平成29年 1月1日								
平成34年1月1日から 平成35年12月31日まで	平成33年 1月1日								
6 第2項または第3項の規定により、<u>勘定廃止通知書</u>または非課税口座廃止通知書(以下あわせて「廃止通知書」といいます。以下同じ。)の提出を受けた場合、当会は税務署にお客様の廃止通知書にかかる提出事項を提供します。非課税口座は、当会が税務署より	6 第2項または第3項の規定により、<u>非課税管理勘定廃止通知書</u>または非課税口座廃止通知書(以下あわせて「廃止通知書」といいます。以下同じ。)の提出を受けた場合、当会は税務署にお客様の廃止通知書にかかる提出事項を提供します。非課税口座は、当会								

改 定 後	改 定 前
非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した後に開設されます。ただし、10月1日から12月31日までに当会がお客様から廃止通知書を受領し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した場合には、翌年1月1日に非課税口座が開設されます。 7 すでに当会に非課税口座を開設しているお客様が新たな勘定設定期間にかかる非課税管理勘定<u>または累積投資勘定</u>(第2項に定めるものをいいます。)を設定しようとする場合には、当該勘定設定期間にかかる非課税適用確認書の交付申請書を提出するものとします。	が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した後に開設されます。ただし、10月1日から12月31日までに当会がお客様から廃止通知書を受領し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した場合には、翌年1月1日に非課税口座が開設されます。 7 すでに当会に非課税口座を開設しているお客様が新たな勘定設定期間にかかる非課税管理勘定(第2項に定めるものをいいます。)を設定しようとする場合には、当該勘定設定期間にかかる非課税適用確認書の交付申請書を提出するものとします。
8 (省 略)	8 (同 左)
第3条(非課税管理勘定の設定) お客様が特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、非課税適用確認書または廃止通知書に記載の<u>非課税管理勘定にかかる</u>勘定設定期間においてのみ設けられます。 2 当会に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の非課税管理勘定<u>または累積投資勘定</u>が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当会の非課税口座に当該年分の非課税管理勘定を設けようとする場合には、当該年分の非課税管理勘定が設けられる前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当会に廃止通知書を提出するものとします。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の非課税管理勘定<u>または累積投資勘定</u>にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書	第3条(非課税管理勘定の設定) お客様が特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、非課税適用確認書または廃止通知書に記載の勘定設定期間においてのみ設けられます。 2 当会に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の非課税管理勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当会の非課税口座に当該年分の非課税管理勘定を設けようとする場合には、当該年分の非課税管理勘定が設けられる前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当会に廃止通知書を提出するものとします。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受領することができません。

改 定 後	改 定 前
を受理することができません。 3 すでに当会に非課税口座を開設しているお客様が、新たな勘定設定期間にかかる非課税管理勘定も当該非課税口座に設けようとする場合には、当該勘定設定期間にかかる非課税適用確認書の交付申請書<u>その他当会の定める一定の書類</u>を当会に提出するものとします。この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用します。 4 非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座が年の中途において開設された日の属する年にあつては非課税口座開設の日）<u>において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、税務署から当会にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）に設けられます。</u> <u>第3条の2（累積投資勘定の設定）</u> <u>お客様が特例の適用を受けるための累積投資勘定は、非課税適用確認書または廃止通知書に記載の累積投資勘定にかかる勘定設定期間においてのみ設けられます。</u> <u>2 前条第2項の規定は、当会に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当会の非課税口座に当該年分の累積投資勘定を設けようとする場合に準用します。</u> <u>3 前条第3項の規定は、すでに当会に非課税口座を開設しているお客様が、新たな勘定設定期間にかかる累積投資勘定を当該非課税口座に設けようとする場合に、準用しま</u>	3 すでに当会に非課税口座を開設しているお客様が、新たな勘定設定期間にかかる非課税管理勘定も当該非課税口座に設けようとする場合には、当該勘定設定期間にかかる非課税適用確認書の交付申請書<u>ならびに基準日における国内の住所を証する住民票の写し等、法その他の法令で定める書類</u>を当会に提出するものとします。この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用します。 4 非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座が年の中途において開設された日の属する年にあつては非課税口座開設の日、<u>第2項による場合で当会が税務署より非課税管理勘定を設けることができる旨の通知を、当該非課税管理勘定を設けようとする年の中途において受領した場合には受領後</u>）に設けられます。 <u>（追 加）</u>

改 定 後	改 定 前
す。 <u>4 累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座が年の中途において開設された日の属する年にあつては非課税口座開設の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、税務署から当会にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</u> 第4条（非課税管理勘定<u>または累積投資勘定</u>における処理） <u>非課税上場株式等管理契約に基づいた非課税口座内の上場株式等（当会が取り扱う国内非上場公募株式投資信託受益権に限ります。以下「株式投資信託」といいます。）の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理します。</u> <u>2 非課税累積投資契約に基づいた非課税口座内の株式投資信託の振替口座簿への記載もしくは記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。</u> 第5条（金融商品取引業者等変更届出書の提出および非課税管理勘定<u>または累積投資勘定</u>の廃止） お客様が当会に開設されている非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定<u>または累積投資勘定</u>を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、当該非課税管理勘定<u>または累積投資勘定</u>が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当会に金融商品取引業者等変更届出書（法第37	第4条（非課税管理勘定における処理） 非課税口座内の上場株式等（当会が取り扱う国内非上場公募株式投資信託受益権に限ります。以下「株式投資信託」といいます。）の振替口座簿への記載または記録は、非課税管理勘定において処理します。 <u>（追 加）</u> 第5条（金融商品取引業者等変更届出書の提出および非課税管理勘定の廃止） お客様が当会に開設されている非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当会に金融商品取引業者等変更届出書（法第37条の14第14項に規定するものをいいま

改 定 後	改 定 前
条の14第14項に規定するものをいいます。以下同じ。)を提出するものとします。この場合、当該非課税管理勘定<u>または累積投資勘定</u>にすでに株式投資信託の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。 2 前項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合において、他の金融商品取引業者等に設けようとする年分の非課税管理勘定<u>または累積投資勘定</u>が当会にすでに設けられているときは、当該非課税管理勘定<u>または累積投資勘定</u>は、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理したときに廃止されます。 3 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を提出された日の属する年の翌年以後の各年(同日の属する勘定設定期間内の各年に限ります。)においては、第3条第1項<u>または第3条の2第1項</u>の規定にかかわらず、当会に開設された非課税口座に新たな非課税管理勘定は設けられません。ただし、第3条第2項<u>および第3条の2第2項</u>の規定による場合は、この限りではありません。 4 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合、当会はお客様に対し、<u>勘定廃止通知書</u>を交付します。	す。以下同じ。)を提出するものとします。この場合、当該非課税管理勘定にすでに株式投資信託の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。 2 前項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合において、他の金融商品取引業者等に設けようとする年分の非課税管理勘定が当会にすでに設けられているときは、当該非課税管理勘定は、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理したときに廃止されます。 3 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を提出された日の属する年の翌年以後の各年(同日の属する勘定設定期間内の各年に限ります。)においては、第3条第1項の規定にかかわらず、当会に開設された非課税口座に新たな非課税管理勘定は設けられません。ただし、第3条第2項の規定による場合は、この限りではありません。 4 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合、当会はお客様に対し、<u>非課税管理勘定廃止通知書</u>を交付します。
第6条(非課税口座廃止届出書の提出) (省 略) 2 (省 略) 3 第1項に規定される非課税口座廃止届出書の提出を、1月1日から9月30日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座にその年分の非課税管理勘定<u>または累積投資勘定</u>が設けられているとき、ま	第6条(非課税口座廃止届出書の提出) (同 左) 2 (同 左) 3 第1項に規定される非課税口座廃止届出書の提出を、1月1日から9月30日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座にその年分の非課税管理勘定が設けられているとき、または10月1日から

改 定 後	改 定 前
たは10月1日から12月31日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に翌年分の非課税管理勘定<u>または累積投資勘定</u>が設けられることとされているときは、当会はおお客様に対し、非課税口座廃止通知書を交付します。 <u>(削 除)</u> 第7条(非課税管理勘定に受け入れる株式投資信託の範囲) 当会は、お客様の非課税口座に設けられる非課税管理勘定には、次の各号に定める株式投資信託のみを受け入れます。 ① <u>次に掲げる上場株式等で、第3条第4項の規定に基づき当該非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額（イの場合、購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額、ロ</u>	12月31日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に翌年分の非課税管理勘定が設けられることとされているときは、当会はおお客様に対し、非課税口座廃止通知書を交付します。 <u>4 前項にかかわらず、お客様が、当会に開設した非課税口座を平成26年12月31日までに廃止された場合において、平成27年1月1日以降において非課税口座廃止通知書の交付を受けようとするときは（満20歳以上である居住者のお客様に限ります。）、当会所定の非課税口座廃止通知書交付申請書を平成29年9月30日までの間に提出するものとし（提出できるのは1回だけです。）。</u> 第7条(非課税口座に受け入れる株式投資信託の範囲) 当会は、お客様の非課税口座に設けられる非課税管理勘定には、次の各号に定める株式投資信託で、<u>当該非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）、株式投資信託の取得対価の額（購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額、当該口座にかかる他の年分の非課税管理勘定からの移管により所定の方法で受け入れる株式投資信託についてはその移管にかかる払出し時の金額をいいます。第12条第2項において同じ。）の合計額が120万円を超えないもののみを受け入れます。</u> ① <u>お客様が、当会に非課税口座開設後に、当会で募集の取扱いにより取得した株式投資信託で、その取得後直ちに非課税管理勘定に受け入れるもの。</u>

改 定 後	改 定 前
<u>の移管により受け入れる株式投資信託についてはその移管にかかる払出し時の金額をいいます。第 12 条第 2 項において同じ。）の合計額が 120 万円（②により受け入れた株式投資信託がある場合には、当該株式投資信託の移管にかかる払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</u> イ <u>お客様が、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当会で募集の取扱いにより取得した株式投資信託で、その取得後直ちに非課税管理勘定に受け入れるもの</u> ロ <u>他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けたお客様の非課税口座にかかる他の年分の非課税管理勘定をいいます。）から、施行令第 25 条の 13 第 9 項各号の規定に基づき移管がされる株式投資信託（②に掲げるものを除きます。）</u> ② <u>施行令第 25 条の 13 第 10 項により読み替えて準用する同条第 9 項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託</u> ③ (省 略)	(追 加) (追 加) ② <u>当該非課税管理勘定を設けたお客様の非課税口座にかかる他の年分の非課税管理勘定から、所定の方法により移管がされる株式投資信託。</u> ③ (同 左)
<u>第 7 条の 2（累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の範囲）</u> <u>当会は、お客様の非課税口座に設けられる累積投資勘定には、お客様が当会と締結した累積投資契約（当会の「投資信託累積投資規定」「J A の投信つみたてサービス」取扱規定）に基づく契約をいいます。以下同じ。）に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（法第 37 条の 14 第 1 項第 2 号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等</u>	(追 加)

改 定 後	改 定 前
<u>を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託にかかる委託者指図型投資信託約款において施行令第25条の13第13項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。）のみを受け入れます。</u> <u>① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額(購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。)の合計額が40万円を超えないものの</u> <u>② 当該累積投資勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合にかかる株式投資信託の累積投資勘定への受け入れを、振替口座簿に記載または記録する方法により行うもの</u> <u>2 お客様が当会において、非課税累積投資契約に基づき累積投資勘定に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託にかかる投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第37条の14または施行令第25条の13第13項の要件を満たさなくなり、または内閣府告示第540号第5条に規定する「対象商品廃止等届出書が提出されたことと、当会の「投資信託累積投資規定」「JJAの投信つみたてサービス」取扱規定」によりお客様が取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該株式投資信託については、当該告示第5条第1項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。</u>	

改 定 後	改 定 前
第 8 条（譲渡の方法） お客様は、非課税管理勘定<u>または累積投資勘定</u>において振替口座簿への記載または記録がされている株式投資信託の譲渡については、当会に対して譲渡する方法（買取請求）または当該譲渡にかかる金銭の交付が当会の本支店を経由して行われる方法（解約請求）により行うものとします。 第 9 条（非課税管理勘定終了時の取扱い） <u>非課税口座に設けられた非課税管理勘定</u>はその設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過した日において終了します。 2 （省 略） 3 前二項の終了時点で、非課税管理勘定にかかる株式投資信託は、次の<u>各号に掲げる場合</u>に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。 ① <u>お客様から当会に対して第 7 条第 2 号に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</u> ② <u>お客様が当会に特定口座を開設しており、お客様から当会に対して施行令第 25 の 10 の 2 第 14 項第 25 号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管</u> ③ <u>前各号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管</u> 第 9 条の 2（累積投資勘定終了時の取扱い） <u>この約款に基づき設定した累積投資勘定は、その設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 20 年を経過した日において終了しま</u>	第 8 条（譲渡の方法） お客様は、非課税管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている株式投資信託の譲渡については、当会に対して譲渡する方法（買取請求）または当該譲渡にかかる金銭の交付が当会の本支店を経由して行われる方法（解約請求）により行うものとします。 第 9 条（非課税管理勘定終了時の取扱い） 非課税管理勘定はその設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過した日において終了します。 2 （同 左） 3 前二項の終了時点で、非課税管理勘定にかかる株式投資信託は、次の<u>いずれか</u>により取り扱うものとします。 ① <u>第 7 条第 2 号に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管（前項による場合を除きます。）</u> ② <u>お客様が当会に開設されている特定口座への移管（お客様が当会に特定口座を開設されている場合に限ります。）</u> ③ <u>お客様の一般口座への移管</u> （追 加）

改 定 後	改 定 前
<u>す。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項または第6条第2項の規定により累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該累積投資勘定は廃止されます。</u> <u>3 前二項の終了時点で、累積投資勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に</u> <u>応じ、当該各号に定めるところにより取扱う</u> <u>ものとしします。</u> <u>① お客様が当会に特定口座を開設して</u> <u>おり、お客様から当会に対して施行令第25</u> <u>条の10の2第14項第25号イに規定する</u> <u>書類の提出があった場合 特定口座への</u> <u>移管</u> <u>② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口</u> <u>座への移管</u> <u>第10条（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）</u> <u>当会は、お客様から提出を受けた第2条第</u> <u>1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税</u> <u>口座開設届出書」の提出後に氏名または住所</u> <u>の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の</u> <u>提出があった場合には、当該「非課税口座異</u> <u>動届出書」をいいます。）に記載または記録</u> <u>されたお客様の氏名および住所が、次の各号</u> <u>に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定</u> <u>める事項と同じであることを、基準経過日</u> <u>（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘</u> <u>定を設けた日から10年を経過した日および</u> <u>同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日</u> <u>をいいます。）から1年を経過する日までの</u> <u>間（以下「確認期間」といいます。）に確認</u> <u>いたします。</u> <u>① 当会がお客様から租税特別措置法施行</u> <u>規則第18条の12第4項に規定する住所等</u> <u>確認書類の提示または施行令第25条の13</u> <u>第9項第1号に規定する特定署名用電子</u>	<u>第10条（他の年分の非課税管理勘定から移管</u> <u>がされる株式投資信託）</u> <u>当会は、第7条第2号または前条第3項第</u> <u>1号に基づく移管は、租税特別措置法施行令</u> <u>（以下「施行令」といいます。）第25条の</u> <u>13第9項第1号の定めるところにより行い</u> <u>ます。</u> <u>（追 加）</u>

改 定 後	改 定 前
<u>証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または特定署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所</u> <u>② 当会からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当会に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名および住所</u> <u>2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客様の非課税口座にかかる累積投資勘定に株式投資信託の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</u> <u>第 10 条の 2（非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き）</u> <u>お客様が当会に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当会に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</u> <u>2 お客様が当会に開設した非課税口座に設けられた、その年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の 9 月の最終営業日の前営業日までに、当会に対して「金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）」をご提出いただく必要があります（ただし、当該</u>	<u>(追 加)</u> <u>(追 加)</u> <u>(追 加)</u>

改 定 後	改 定 前
<u>変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に株式投資信託の受入れが行われていた場合には、当会は当該変更届出書を受理することができません）。この場合において、当会は、「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」をお客様に交付することなく、その作成をした日にお客様から提出を受けたものとみなして、法第 37 条の 14 第 21 項の規定を適用します。</u> 第 11 条（非課税口座内の株式投資信託にかかる配当所得および譲渡所得等の非課税等） （省 略） 2 お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託を、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日までの間に譲渡した場合、当該譲渡益については、所得税および復興特別所得税<u>ならびに</u>住民税が課されません。 <u>3 お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定に受け入れた株式投資信託にかかる前二項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日」を「当該累積投資勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 20 年を経過する日」と読み替えるものとします。</u> <u>4</u> 非課税管理勘定<u>および累積投資勘定</u>に受け入れた株式投資信託の譲渡による収入金額が当該株式投資信託の所得税法第 33 条第 3 項に規定する取得費およびその譲渡に要した費用の額の合計額またはその譲渡にかかる必要経費に満たない場合におけるその不足額は、所得税に関する法令の規定の適用	第 11 条（非課税口座内の株式投資信託にかかる配当所得および譲渡所得等の非課税等） （同 左） 2 お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託を、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日までの間に譲渡した場合、当該譲渡益については、所得税および復興特別所得税<u>並びに</u>住民税が課されません。 <u>（追 加）</u> <u>3</u> 非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託の譲渡による収入金額が当該株式投資信託の所得税法第 33 条第 3 項に規定する取得費およびその譲渡に要した費用の額の合計額またはその譲渡にかかる必要経費に満たない場合におけるその不足額は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないもの

改 定 後	改 定 前
については、ないものとみなされます。 第 12 条（非課税口座での取引である旨の申し出） お客様が非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当会での募集の取扱いにより、第 7 条第 1 号の定めに基づき取得した株式投資信託を当該非課税管理勘定に受け入れようとする場合には、当該取得にかかる申込み等を行う際に、当会に対して非課税口座での取引である旨を申し出てください。当該申し出がない場合は、特定口座または一般口座に受け入れます。<u>また、非課税累積投資契約に基づき、株式投資信託を累積投資勘定に受け入れようとする場合には、第 2 項の場合を除いて、特定口座および一般口座に受け入れることはできません。なお、非課税累積投資契約においては、当該各年の累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間（以下「受入期間」といいます。）に取得することとなる株式投資信託の購入の代価が、40 万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。</u> 2 前項の規定により、当該非課税管理勘定で受け入れようとする場合において、受け入れようとする株式投資信託の取得対価の額の合計額が 120 万円を超える場合には、当該 120 万円を超える部分の株式投資信託について、<u>非課税累積投資契約に基づき累積投資勘定で受け入れようとする場合において、分配金再投資その他（分配金再投資は、当該年分および過去の年分の累積投資勘定で保有する投資信託の分配金に限ります。）による株式投資信託の取得により、受入期間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額の合計額が 40 万円を超える場合は、当該 40 万円を超える部分の株式投資信託については、特定</u>	とみなされます。 第 12 条（非課税口座での取引である旨の<u>お</u>申し出） お客様が非課税管理勘定にかかる受入期間内に、当会での募集の取扱いにより、第 7 条第 1 号の定めに基づき取得した株式投資信託を当該非課税管理勘定に受け入れようとする場合には、当該取得にかかる申込み等を行う際に、当会に対して非課税口座での取引である旨を申し出てください。当該申し出がない場合は、特定口座または一般口座に受け入れます。 2 前項の規定により、当該非課税管理勘定で受け入れようとする場合において、受け入れようとする株式投資信託の取得対価の額の合計額が 120 万円を超える場合には、当該 120 万円を超える部分の株式投資信託については、<u>特定口座または一般口座に受け入れます。</u>

改 定 後	改 定 前
口座または一般口座に受け入れます。 3 お客様が非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡されるに際して、非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の株式投資信託を保有されている場合には、非課税口座での取引である旨を申し出てください。 なお、お客様が当会の非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡される場合において、当該株式投資信託と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定に受け入れられている場合または複数の累積投資勘定に受け入れられている場合には、先に受け入れられたものから譲渡します。 第 13 条（非課税口座内の株式投資信託の払出しに関する通知） お客様が、<u>法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定または累積投資勘定から株式投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第 7 条第 1 号ロおよび第 2 号に規定する移管にかかるもの、第 7 条第 3 号または第 7 条の 2 第 1 項第 2 号によるものおよび特定口座への移管にかかるものを除きます。）</u>をした場合には、その事由が生じた日の価額に基づく価額で譲渡があったものとされ、その価額をもって払出しがあった株式投資信託を同数量新たに取得したものとみなされます。この場合、当会は、お客様（<u>相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった株式投資信託を取得した者</u>）に対し、当該価額および数量、払出しの事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技	3 お客様が非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡されるに際して、非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の株式投資信託を保有されている場合には、非課税口座での取引である旨を申し出てください。 なお、お客様が当会の非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡される場合において、当該株式投資信託と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定に受け入れられている場合には、先に受け入れられたものから譲渡します。 第 13 条（非課税口座内の株式投資信託の払出しに関する通知） お客様が、<u>次の各号に掲げる事由により、非課税管理勘定から株式投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含みます。）</u>をした場合には、その事由が生じた日の価額に基づく価額で譲渡があったものとされ、その価額をもって払出しがあった株式投資信託を同数量新たに取得したものとみなされます。この場合、当会は、お客様に対し、当該価額および数量、払出しの事由およびその事由が生じた日等を書面により通知します。

改 定 後	改 定 前
<u>術を利用する方法</u>により通知します。 <u>(削 除)</u> <u>(削 除)</u>	<u>① 非課税管理勘定から他の口座等への移 管</u> <u>② 非課税口座の廃止</u> <u>③ 贈与または相続もしくは遺贈</u> <u>2 前項にかかわらず、非課税口座内の株式投 資信託を特定口座に振り替える場合には、当 会は、当該振替にかかる通知を省略すること ができるものとします。</u>
第 14 条（非課税口座年間取引報告書の送付） 当会は、法第 37 条の 14 第 <u>26</u> 項および施行令第 25 条の 13 の 7 の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までに所轄税務署長に提出します。	第 14 条（非課税口座年間取引報告書の送付） 当会は、法第 37 条の 14 第 <u>25</u> 項および施行令第 25 条の 13 の 7 の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までに所轄税務署長に提出します。
第 15 条（届出事項の変更） (省 略)	第 15 条（届出事項の変更） (同 左)
第 16 条（非課税口座の廃止） この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。 ① (省 略) ② (省 略) ③ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 施行令第 25 条の 13 の 4 第 2 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日。 ④ (省 略) ⑥	第 16 条（非課税口座の廃止） この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。 ① (同 左) ② (同 左) ③ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 施行令第 25 条の 13 の 4 第 2 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 <u>(出国日)</u>。 ④ (同 左) ⑥

改 定 後	改 定 前
第 17 条（免責事項） （省 略） 以 上 <u>（平成 30 年 1 月）</u>	第 17 条（免責事項） （同 左） 以 上 <u>（平成 28 年 1 月）</u>